### **NEWS**

## 奨学金

平成28年度スタートの新しい制度です

...

就学

平成28年度スタートの新しい制度です

# 奨学金貸付制度

その他学費・費用)の貸付をします。 奨学金(大学等の就学に必要な授業料) な理由により就学困難な人のために ▼資格要件(次の全てに該当する人) 町では、進学の意欲はあるが経済的

④生活保護受給者または生活保護受給 は在学中である ③大学等への入学を許可された、また ②学力が優良である 税を完納している世帯の子女 ①町内に引き続き1年以上居住し、町

## ·貸付利率 **▶貸付額** 月額5万円以内 無利子

者に準ずる

⑤連帯保証人を1人得られる

を終了する月まで ・貸付期間 就学先の正規の修業期間

教育課に直接申請する 必要書類を添えて、町教育委員会学校 ・**申請方法** 所定の申請書に記入し、

## 必要書類

保護者の関係を証明する書類。 護者世帯全員の住民票および申請者と ※申請者と保護者が別世帯の場合、保 ③生活保護受給者は、生活保護法に基 校長が発行する成績証明書 ②申請者の出身学校または在学学校の ①申請者が属する世帯全員の住民票 つく保護を受けていることを証明する

> ④生活保護受給者以外の人は、前年 額)を証する書類 収入額(給与所得者以外の場合は所得

⑤連帯保証人の収入状況を証する書類 と住民票

▼支給決定 審査をした上で、結果を

※予算の範囲内で奨学金の総額を決定 します。 申請者に通知する

学証明書を添えて町教育委員会学校教 育課に誓約書の提出が必要です。 ※審査の結果、貸付決定をした人は、在 **受付期間** 5月2日周~16日周(土

日・祝日除く) ·受付時間 午前8時30分~午後5時

育課■47―5041 貸付を取り消しまたは停止します。 ときや休学・退学したときは、奨学金の ▼その他 奨学生が資格要件を欠いた 申請·問合先 町教育委員会学校教

### ヾ学びたい、あなた ちを応援し



## 広報

# あなたのレポートを広報おうらに

# 広報おうら「街角特派員」募集

• • • •

角特派員を募集します。 身近な広報紙づくりを進めるため、街 ▼対象 町内在住・在勤の18歳以上の 町では住民の皆さんとともに、より

は抽選 ▼募集人数 2人 (応募者多数の場合

②編集会議などへの参加 ①掲載するレポートの取材、 ▼特派員の任務

※レポートは年1~2回

集など広報担当者がお手伝いします。 などで、住所、名前、年齢、職業、電話番 ファクス、郵送(当日消印有効)、メール ▼応募方法 直接来庁または電話、 **▼任期** 平成29年3月31日まで

※取材や写真撮影、紙面レイアウト編

高等学校等就学援助費

• • • •

活動費その他高等学校等の就学に要す る経費)を支給します。 に、就学援助費(学用品費、通学費、校外 校等へ就学困難な生徒の保護者のため 町では、経済的な理由により高等学

①町内に在住し、高等学校等に在学し ▼対象(次の全てに該当する人)

者に準ずる ②生活保護受給者または生活保護受給 ている生徒の保護者

必要書類を添えて、町教育委員会学校 ▼申請方法 ▼**支給額** 月額2万円 所定の申請書に記入し、

> 教育課に直接申請する 生活保護法に基づく

保護を受けていることを証明する書類 証する書類 額(給与所得者以外の場合は所得額)を 生活保護受給者以外の人 前年の収入

児童委員による意見の記載が必要。 ※生活保護受給者以外の人は民生委員

育課■47―5041 申請者に通知する ▼**申請·問合先** 町教育委員会学校教 ▼支給決定 審査をした上で、結果を

007

▼応募・問合先

役場企画課■47

| 5

緑の羽根募金活動は森林

を守り育てる運動の一つ

問合先

農業振興課

0

月 17

場合が、 ※配布す 2 0 0

る苗の種類や

数が変更になる

緑化

庭の緑を増やすための運動

13:30~13:50 11 区公民館

13:30~13:45 下中野区民館

13:30~13:50 坪谷稲荷神社

13:30~13:50 赤堀転作促進集落センター

14:05~14:25 中島集会所

14:05~14:25 開拓公民館

14:00~14:30 鶉区民館

苗木

0

無料配布を行

11

ます

の羽根募金活動を行います

の で、

. 皆 さ

シンボルタワー

駐 力

重

16 日

んのご協力をお願い

します

内容 会場 時間 期日

樹木苗(温

州ミ

ン 場

先

着

9:30~ 9:50 JA 邑楽館林高島支所

9:30~10:00 町立集会所(新中野)

10:00~10:20 秋妻公民館

10:30~10:45 一本木公民館

10:55~11:10 渋沼集荷場

11:20~11:40 石打公民館

10:15~10:30 光善寺公民館

10:45~11:15 明野公民館 11:30 ~ 11:45 鶉新田集会所

9:30~10:00 前原公民館

10:50~11:10 馬場大林集会所

11:25~11:40 西ノ根集会所

9:30~10:00 町民体育館

11:20~11:35 十軒集会所

9:00~11:30 町役場前

10:15~10:30 十三軒集落センター

10:45~11:05 狸塚総合研修センター

上記日程で都合がつかない場合は、邑楽館林地区の動物病院などで

登録と注射を受けてください(別途、診察料がかかります)。

10:15~10:35 大信寺

苗木の無料配布を行います。当日は緑

町では、緑化運動推進の一環として、

### 町政 HOT NEWS

補助金を交付します。魅力ある事業に対し、予算の節活性化に取り組む団体が主体的 対象となる団体の要件 力ある事業に対し、予算の範囲内で性化に取り組む団体が主体的に行うさまざまな発想と工夫により地域の

## 者であること **沽動を目的としていな**

いこと

取り組みで、 地域の活性化を推進 団体が主体的に行う事に化を推進させる公益的 業な

> -成29年3 日までに完結できる

事 業実施に直接的

補助率 事業内容により異なる場合があり 団体につ 対象経費総額の10分の き50万円 が 菔 9

·申込方法 募集期間 は活動内容などにつ 役場企画課へ直接申 て企画課 し込 む

※まず

事業であること

▼**補助対象経費** 

\* \*

にご相談くださ

問合先 役場企画課■47 5 0 0

## 協働のまちづくり事業補助金 の理

決や活性

を応援し

ます

募集

主な活動場所が町 人以上、かつ半数以上が町内在住活動場所が町内の団体で、構成員

対象となる事業

あること

産業

## 県と連携して中 企業を応 援します

## h ま新技術・新製品 開発推進補

金

保険料

後期高齢者医療保険

0)

軽

減

平成28年度から変更になります

かる原材料費、機械装置費、工具器具 対象者 対象経費 外注加工費など 町内に事業所のある中 新技術・新製品開発に掛 -小企業

は対象外。 人件費、旅費、 会議費 消耗 品代など

\*

80万円

·申込方法 れぞれダウ シロ 県、町ホ した申請書に必 ムペ ジ か 5

休館日:

とおり

5月8日(1)

0)

町内公共施設などの

生の入場は無料です。ぜら月5日米のこどものりの特別事業シンボルタワー

ゴ

ルデ

中(4

月29日金

休館・休業日

4月29日金、5月

2日周・3日⊗・5

4月29日金・5月

1⊟⊜、3⊟%~5

開館時間

午

前 10

時

6時

しくださ

ぜひ皆さ

んお

越

の日は、小中

町では、左表の日程で狂犬病予

防注

日金・6日金

5月2日 周

 $\Box$ 

問合先

シンボルタワ

88 後

6

未登録の犬 登録済みの犬 ▼接種費用

6、400円 4

3

0

円

飼い犬には生涯1回の登録と、

年1回の狂犬病予防注射が法律

で義務づけられています

▼問合先

役場安全安心課■

0

5月2日原

邑楽町公民館、長柄公民館、

町立図書館

ヤングプラザ、町民体育館、

あいあいセンター

シンボルタワー

福祉センター寿荘

お休み

公共施設・あ

いあ

い

セ

シタ

センタ

荘

予防

狂犬病予防注射

**丸から愛犬を守り** 

L

ょ

う

ゴ

ル

デンウ

イ

ク

中

0

休館·休業日

出する 要事項を記 申込期間 4 、役場 金金 商 振興課 9月10日②  $\sim$ 

提

保険料の軽減割合を決める基準の見直

群馬県後期高齢者医療広域連合では

**均等割額5割経或 せきご** ▼軽減該当条件(太字が変更部分)

しを行

い、平成28年度の後期高齢者医

療保険料の軽減措置が決まりました。

開発した事業者に補助金を交付します。

町では県と連携し、新技術・新製品を

... 06/g1610012.html pref.gunma.jp/ 役場商工振興課



該当条件」が次のとおり

になります

よび世帯主)の総所得金額などが「基礎

世帯(被保険者

お

48万円×同一

世帯

0)

被

割軽減と均等割額2割軽減の「軽 その結果、平成28年度から均等割額

減

の被保険者数」以下の世帯

控除額33万円+**26万5千円**×同一

世帯

よび世帯主)の総所得金額などが「基礎

世帯(被保険者







後題真動者医療被保険者並

 $\blacksquare$ 

·問合先

役場住民課■

47

5

Õ

、役場税務課■47

Ō

保険者数」以下の世帯 控除額33万円+

金 28日金

### 申請

## 高齢者向けの給付金 家になる れ なく

す。町では、対象になると思われる人に高齢者を支援する給付金を支給しま 億総活躍社会」の実現に向けて

② 平 録されて ①平成27年 いる

受付期間·時間·場所

③昭和27年 (平成27年度の住民税が 成27年度臨時福祉給付金該当者 日以前に生まれ ;非課稅)

支給額

人3万円

返信用封筒を同封した申請書類を郵送 ▼対象(次の全てに該当する人)

下表のとおり

日に邑楽町に住民登

た 45 問合先 場 健康福祉課

午前8:30~ 役場1階エント 15金 ランスロビー 午後7:00 4/18月~ 午前8:30~ 役場健康福祉課 **7/5**災 午後5:15 (1階4番窓□)



町や厚生労働省などが銀行やコンビ ニなどでATMの操作をお願いするこ とは、絶対にありません。また、給付金 支給のために手数料などの振り込み を求めることも絶対にありません。

### ORA TOWN \* Public Relations | 16

月21日生